

事務連絡
令和元年8月21日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の
制定について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり薬事審査管理班長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和元年8月19日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の
制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年
法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用
の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第26号）が別添
のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「チモールを有効成分とする蒸散剤」について、「動物用医薬品使用対象動
物」、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和元年8月19日

3 参考

今般承認される動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

- ・ チモールを有効成分とする蒸散剤

販売名：チモパール（アリスタヘルスアンドニュートリションサイエンス
株式会社）

効能又は効果：みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除

別添

○農林水産省令第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月十九日

農林水産大臣 吉川 貴盛

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

格 出 総

格 出 極

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

別表第1 (第2条、第4条及び第5条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
チアソフエニ コールを有効 成分とする注 射剤	(略)	(略)	(略)
チモールを有 効成分とする 蒸散剤	蜜蜂	蜜蜂の巢板8 枚当たり15g 以下の量を巢 箱内に設置す ること。	二 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
チアソフエニ コールを有効 成分とする注 射剤	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～17 (略)

注 1～17 (略)

18 「蒸散剤」とは、巢箱内に設置し、蒸散させる方法によ
り投与する動物用医薬品をいう。

(新設)

19・20 (略)

18・19 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。